平成２７年（フ）第３２号
大阪府松原市一津屋３丁目４番16―502号
債務者　長谷目　保
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１号
香川県三豊市高瀬町上高瀬390番地10
債務者　林　　真紀
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２３号
長崎県五島市奈留町浦1657番地１　昭和第２住宅Ｃ棟４号、住民票上の前住所長崎県五島市奈留町浦466番地12
債務者　野茂　和子（旧姓釘本）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２号
福島県会津若松市桜町129番地の２、前住所福島県会津若松市大戸町大字芦牧314番地
債務者　横田千鶴子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
新潟県村上市坂町634番地17　メゾン・ソラーナ101
債務者　田中愛里香
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第９号
愛知県一宮市末広２丁目10番11号　イワタハイツ３Ａ
債務者　北野美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前604番地
債務者　近藤　由美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０４号
香川県丸亀市飯山町東坂元２番地15　ココモタウン１番館201号
債務者　宮武　亜紀
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２号
香川県丸亀市郡家町1454番地１　バーミィスクエア203号
債務者　大田　李奈
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７５号
熊本県八代市大福寺町671番地１ルミナス八代南　１－４、前住所熊本県八代市植柳元町5254番地２
債務者　市野　直美
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３６０号
函館市高盛町35番３号
債務者　佐藤　昭則
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８号
北海道北斗市七重浜４丁目42番11号　ノースシャインＮⅢ２号室
債務者　石田　　操（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
函館市美原３丁目43番８号
債務者　新田　一歩
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
三重県鳥羽市幸丘1040番地５
債務者　松本美千代
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松5640番地
債務者　佐藤　吉孝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１９９号
茨城県土浦市中荒川沖町21番11号
債務者　三浦　良子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２９号
千葉県印西市荒野586番地
債務者　岩井　淳郎
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部